

食品安全委員会（第867回会合）議事概要

日 時:令和4年7月19日(火) 14:00~14:53

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:山本委員長ほか6名出席

動画配信:一般7名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・ 農薬 6品目
アミスルブロム
ジエトフェンカルブ
シメコナゾール
バリダマイシン
プロチオホス
メタアルデヒド
- ・ 動物用医薬品 1品目
シフェノトリン

→厚生労働省及び担当の浅野委員から説明

農薬「ジエトフェンカルブ」及び「バリダマイシン」について、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬「アミスルブロム」、「シメコナゾール」、「プロチオホス」及び「メタアルデヒド」について、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、農薬「アミスルブロム」及び「メタアルデヒド」については、農薬第四専門調査会において、農薬「シメコナゾール」及び「プロチオホス」については、農薬第五専門調査会において、それぞれ審議することとなった。

動物用医薬品「シフェノトリン」について、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

- ・ 動物用医薬品 1品目
d・d-T-シフェノトリンを有効成分とする豚舎噴霧剤（カーボジェット、ファームクリン）

→農林水産省から説明

本件について、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「イソシンコメロン酸ニプロピル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「マホプラジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「ピリメタミン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「フルトラニル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、

「フルトラニルの許容一日摂取量(ADI)を0.087 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「ジクロキサシリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、

「ジクロキサシリンについては、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」の3(3)①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

(5) 令和4年度食品健康影響評価技術研究二次公募課題(案)及び令和4

年度食品安全確保総合調査課題（案）について

→担当の協委員及び事務局から説明

本件については、案のとおり決定することとなった。